

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那智勝浦町長 堀 順一郎

市町村名 (市町村コード)	那智勝浦町 (30421)	
地域名 (地域内農業集落名)	中里 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域全体の高齢化により農業の後継者が少ない。獣害被害も深刻であり耕作放棄地が拡大している。太田全体では米が主な品目として栽培されている。一部で苺の生産を行っている。那智勝浦を代表する作物であるものの生産者数、生産額は減少している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

各農家の所得向上させるには、現在生産されている米、イチゴの販売量、販売額を上げる必要がある。多面的機能支払を活用し耕作可能な農地の拡大、地域振興の活発化を継続する。集落の存続、新規就農者の呼び込み、農業経営への支援を通じ水稻その他の農業に生産量の向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域を範囲として設定

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後、地域の生産者の高齢化による離農が予想されるため、地域外から入作を希望する生産者を受け入れ、担い手として定着を図り、その担い手に離農により不耕作地となる可能性のある農地を集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
日頃から、地域全体で農地の状況を把握し、耕作者が離農する農地については、次に誰が耕作担当となるかを話し合い、貸し借りが成立するようであれば、農地中間管理機構を活用し貸借をすすめる。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作の状況、担い手の状況等を把握し検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
耕作の状況、担い手の状況等を把握し検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
耕作の状況、担い手の状況等を把握し検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣種に応じた防護柵の設置や追い払い活動等に取り組む。被害状況によっては、町に有害鳥獣捕獲を依頼する。
- ⑦水路等の補修作業を計画的に進め、持続的に農業を行えるよう維持管理を行う。